

令和 5 年（2023 年）4 月 28 日

就学援助費受給保護者 様

城陽市立寺田小学校
校長 藤井 正和

令和 5 年度就学援助費受給者認定通知書の送付及び学校諸費の取扱いについて

日頃は、本校教育推進にご理解とご協力をいただきありがとうございます。
先に申請のあった就学援助費について、別紙のとおり認定の通知がありましたので送付いたします。
なお、このことに伴う学校諸費の取扱いについて、下記のとおりとしますのでご了承ください。

記

1 給食費について

学校諸費振替時に、給食費（5,000 円）は徴収しません。

学期ごとに支給される就学援助費の給食費は城陽市から直接学校へ入金され、学校から給食センターへ支払います。従って、就学援助費の給食費の貴口座への入金はありません。

2 スポーツ振興センター災害共済給付に係る掛金について

学校諸費振替時に、掛金（1 年分 460 円）は徴収しません。

城陽市により全額負担されますので、保護者負担はありません。

3 その他の学校諸費徴収金について

教材費、PTA 会費、5 年積立金、6 年積立金、校外学習費等は、通常どおり毎月お知らせする徴収金額を徴収します。（学級費、児童会費については、令和 5 年度も集金を停止しています。）

口座振替日の前日までに該当口座へのご入金をお済ませいただきますよう、ご協力をお願いいたします。

4 各援助費の振込通知について

給食費以外の各援助費は、随時、城陽市教育委員会（学校教育課）より申請時に指定された口座へ振り込まれます。

各援助費の支給がある場合は、学校のホームページの「学校事務からのお知らせ」内の「就学援助制度についてのご案内」で逐次、お知らせしますのでご確認くださいようお願いいたします。

※今年度より、個別のお知らせはいたしませんのでご了承ください。

担当／新谷（事務）
TEL 52-2589